



平成 20 年 8 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社アーバンコーポレイション  
代 表 者 代表取締役社長 房 園 博 行  
(コード番号 8868 東証第 1 部)  
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 宮 地 典 之  
TEL : 03 - 5226 - 9000

## 四半期財務諸表等に対する四半期レビューの結論の不表明に関するお知らせ

当社は、本日、2009 年 3 月期第 1 四半期の四半期財務諸表及び四半期連結財務諸表に対する金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項に基づく監査証明において、当社の監査人より四半期レビューの結論を表明しない旨の四半期レビュー報告書を受領しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 四半期レビュー報告書の記載内容

当社があずさ監査法人より受領した四半期財務諸表及び四半期連結財務諸表に関する四半期レビュー報告書に記載された内容は以下のとおりであります。

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アーバンコーポレイションの平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの連結会計年度の第 1 四半期連結累計期間（平成 20 年 4 月 1 日から平成 20 年 6 月 30 日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にある。

当監査法人は、下記事項を除き我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

### 記

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は平成 20 年 8 月 13 日開催の取締役会において民事再生手続開始の申立てを行うことを決議し、東京地方裁判所に申立てを行った。今後、東京地方裁判所から民事再生手続開始決定があり次第、再生計画案の作成に着手し、再生計画案が東京地方裁判所に提出、受理された後、認可を得た上で遂行されることになるが、現時点では未確定である。このため、当監査法人は継続企業を前提として

作成されている上記の四半期連結財務諸表に対する結論を表明するための手続が実施できなかった。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、上記事項の四半期連結財務諸表に与える影響の重要性に鑑み、株式会社アーバンコーポレイション及び連結子会社の平成 20 年 6 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第 1 四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が、すべての重要な点において認められなかったかどうかについての結論を表明しない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 2. 上場廃止の決定

当社は、平成 20 年 8 月 13 日に発表いたしました「当社の民事再生手続開始の申立てに関するお知らせ」のとおり、同日、東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行い受理され、直ちに同裁判所から保全処分命令（弁済禁止処分）と監督命令が発せられております。これを受けて、東京証券取引所は、平成 20 年 8 月 13 日、当社株式の上場廃止を決定し、整理銘柄に指定することとしました。整理銘柄指定期間は平成 20 年 8 月 14 日から同年 9 月 13 日まで、上場廃止日は同年 9 月 14 日を予定しています。

株主の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様には、多大なご迷惑をおかけするところとなり、誠に申し訳なく心からお詫び申し上げます。今後、役職員一同、再生に向けて全力を尽くしてまいりまいる所存ですので、何卒ご理解とご支援を賜りますよう、伏してお願い申し上げます。

以上